

平成28年第2回上三川町議会定例会会議録

平成28年3月4日（金）

3 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 宇津木宣雄	第2番 海老原友子
第3番 神藤 昭彦	第4番 小川 公威
第5番 志鳥 勝則	第6番 高橋 正昭
第7番 稲川 洋	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 生出 慶一
第11番 稲見 敏夫	第12番 松本 清
第13番 稲葉 弘	第15番 田村 稔
第16番 津野田重一	

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 宇津木宣雄	第2番 海老原友子
第3番 神藤 昭彦	第4番 小川 公威
第5番 志鳥 勝則	第6番 高橋 正昭
第7番 稲川 洋	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 生出 慶一
第11番 稲見 敏夫	第12番 松本 清
第13番 稲葉 弘	第15番 田村 稔
第16番 津野田重一	

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 田中 文雄 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	岸 豊
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	横島 晃	福祉課長	川島 信一
健康課長	渡辺 誠司	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
上下水道課長	小林 実	農業委員会事務局長	石戸 実
会計管理者兼出納室長	坂本 稔	教育総務課長	鶴見 勉
生涯学習課長	瓦井 治男		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されるようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、13番・稲葉 弘君の発言を許します。13番、稲葉 弘君。

(13番 稲葉 弘君 登壇)

○13番【稲葉 弘君】 私は、次の5点について質問をいたします。町執行部の明快なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点目は保育園の耐震化についてです。西汗おひさま保育園は昭和53年1月に建設され、建物の耐震化は満たしておりません。さきの一般質問では、執行部から待機児童解消のための緊急的な措置として開所した施設であり、これは長期の考えはない、ですから耐震の工事はやらない、こういう答弁でした。

そこでお伺いしますけれども、今後の対応をどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

ふざかしおひさま保育園分園は、待機児童解消のための緊急的な措置として開所した施設でございます。そのため、現施設での長期的な継続利用は考えておりませんので、耐震化につきましては実施する予定はございません。

昨年3月に策定した上三川町子ども・子育て支援事業計画では、平成31年度までの保育需要を見込み、確保方策や実施時期について定め、推進していくことになっております。

分園につきましては、保育の需要見込みや確保方策等、法人との協議を進め、最善の方法を調査検討し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁がありました、最善の方法で対応したい、そういうことですけれども、最善ということですが、この分園をなくすとか、そういう考えはあるのかどうか、

それとも残すのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 先ほどの答弁の中にもありましたように、上三川町子ども・子育て支援事業計画、こちらに平成31年まで5年間の保育需要について見込み、それについての各方策、いつまでにそれを実施するかということが定めてあるわけです。それと分園を運営している法人、法人のほうでもどのぐらいできるかとか、やる意欲があるか、そういうところもありますので、その辺をよく話し合いまして、最善の方法はどのような方法があるかというのを法人と話し合いながら検討しているということで、今、協議を進めている段階でございます。協議が、ある程度整いまして、周知できる段階になりましたら、これについてのどのような方策になったかというのをご報告したいと考えております。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 わかりました。ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

私は何点か質問なのですが、現在、兄弟をバラバラな保育園に預けているという世帯も結構多いと思いますが、町のほうで何世帯ぐらい今、こういう状況なのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 質問内容を変えてください。

(「いいんじゃないですか、別に」の声あり)

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君、通告質問に沿った質問をしてください。

○13番【稲葉 弘君】 そんなことを言われたら私の質問がないですよ。それは後で報告か何かでいいと思うんですけども、私、ここで思っているのは、大山保育園は平成30年度に民営化が進められます。そういった中で、やはり、町の保育行政を担っていく施設は一体どこになるんですか、そこをお聞きしたいのですが。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君、おひさま保育園についての通告質問になっておりますが、全体的な保育の質問ではございませんので、質問の内容を変えてください。

○13番【稲葉 弘君】 そんなことを言ったら保育の質問はないじゃないですか、そんなのはおかしい話です。じゃあ、それで一応、第1点はそれで終わります。

2点目は子ども医療費の拡大についてです。上三川町でも2015年、昨年なんですけど、4月1日から中学3年生までの現物給付が実現をいたしました。町長は、子育て日本一を目指すということを選挙公約で掲げております。また、この町の後期第7次総合計画でもうたっております。

そこで、お伺いしますけれども、高校3年生までの医療費無料化制度は県内では9の市町に広がっております。日光市、那須町では窓口払いなしを実現しております。そこで上三川町でも実現をして安心して医療が受けられるようにする、その考えはないのか、答弁を求めます。

それと、もう一つは、国のまち・ひと・しごと創生事業を使つての考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目でございますが、県内で高校3年生まで子ども医療費助成を実施している市町は現在9市町で

ございまして、その中で現物給付を実施していますのが、日光市と那須町の2市町でございます。本町では、平成27年4月から現物給付の対象年齢を中学3年生までに拡大し実施しておりますが、今年度の児童医療費助成額は1億5,700万円を見込んでおり、当初予算よりも1,200万円上回る見込みでございます。また、高校生においては県の補助金がないことから町の負担がさらに増えることとなりますので、当面は中学3年生までの医療費助成を継続したいと考えております。今後も引き続き県に対しましては、補助制度の見直し、県内一斉の現物給付年齢の引き上げ等の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、子ども医療費の助成につきましては、平成28年度の国のまち・ひと・しごと創生事業の対象事業とはなっておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 はい、ありがとうございました。それでは私のほうから何点かなのですが、これを実施した場合、その財源は仮に幾らぐらいかかるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 今年度の医療費、現物給付を実施した中で、中学生の額が約2,000万円を超えておりますので、高校生まで実施した場合も同額の2,000万円ほどかかると考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 2,000万円で大体できると、そういうことです。例えば、先ほどの課長の話ですと、財源がない、大変であるという状況ですけれども、例えば私が常々思っているのは、毎年、職員が退職される、そしてこの間、10名の方がいなくなって10名の職員が採用されるということまで来ています。例えば、今年度、その中で採用を控える、あるいは、採用を一人とか二人にする、それでもやはり財源は浮くと思うんですけれども、そういう考えはないのか、それを町長にぜひお聞きしたいと思います。そういう方法で捻出する考えはないのかです。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 職員の数を減らしてというふうなお話ですが、今、職員のほうもかなり仕事が増えていまして、国、県からの仕事がどんどん毎年毎年、町におりてきていまして、今とても減らせるような状況にはありません。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 職員の数は減らせないということで、できないということなのですが、職場で、忙しい職場と定時に帰る職場が当然あると思います。そういう点で、職場全体で仕事の見直しとか、そういう作業をする考えはないでしょうか。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君、質問を変えてもらえますか。

○13番【稲葉 弘君】 そういうことで、そういう意見もあるということで、ぜひ検討していただきたい、そういうふうに思います。

3点目が国保税の引き下げについてです。国保会計の基金を取り崩して値下げの考えはないのかということでお聞きしたいと思います。第1点目です。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

(保険課長 海老原俊輔君 登壇)

○保険課長【海老原俊輔君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

国民健康保険は特別会計で運営されることから、収支に見合った財源を確保することが原則であります。本町はこれまで2年ごとに税率の見直しを行ってまいりました。現在の税率は平成25年度に見直しを行い、平成26年度から適用しております。本年度は平成28年度からの税率の見直しについて、昨年10月、町国民健康保険運営協議会に諮問し、12月1日付けで答申をいただきました。その答申に沿って、今般、町国民健康保険税条例改正の議案を提出させていただいてところでございます。

改正案の内容でございますが、これまでと大きく変わったところとしまして、固定資産税額に課税する資産割を廃止いたしました。また、国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3種類を合算して課税しておりますが、このうち40歳から64歳までの方に課税されます介護納付金につきまして世帯平等割を廃止し、所得割と被保険者均等割の2課税方式を採用したところでございます。

税率等につきましては、所得割の率を全体で0.9%の減、世帯平等割を全体で1万2,000円の減となります。被保険者均等割額は介護納付金の世帯平等割額を廃止した関係で6,000円の増額となっております。

全体としては減額の改正案でございますが、昨年3月の国会で賦課限度額が改正され、限度額を現行の77万円から85万円と8万円引き上げたことにより、一部の世帯につきましては増額となります。

さて、ご質問の基金取り崩しの件でございますが、今回の改正案は平成28、29年度の2カ年の収支について、現在5億円ほど保有しております基金から2億円を取り崩して歳入歳出を調整したことにより提案したものとなっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 ありがとうございます。今、課長から答弁がありました。私は何点か質問をさせていただきます。

この国保税の引き下げについては、先日、値下げの署名ということで111名の署名を町のほうへ提出をしております。この上三川町の国保税ということで、県内で今、第2位の水準です。例えば、所得300万円、夫婦45歳、子ども二人で固定資産税7万円ですと、上三川町では56万2,900円ということで、宇都宮市は48万9,400円ですから、宇都宮から比べても高い、そういう状況です。やはり、町民にとっては大きな負担となっております。

私は、そういう点で、この間、上三川の国保税が県内で高いのは、一般会計からの繰入れをしてこない、それが大きな原因だと思います。ちょっと調べてみましたけれども、法定外繰入れということで実施しております。45の市町村の中で14の市町で法定外繰入れをしております。例えば、宇都宮市は、法定外繰入れということで一番新しい数字、平成26年度ということで5億700万円、栃木市が8

億6,700万円、そして日光市が1億5,500万円ということです。町のほうでは、壬生町ですと1億7,300万円、益子町では1億3,500万円、こういふことで一般会計から繰入れをして保険税の負担を軽減している、そういう状況です。

そういう点で、町にも財政調整基金ということで自由に使えるお金が9億6,000万円あるんです。ですから、それを取り崩して国保税の引き下げを検討する考えはないのか、それを町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 議員ご存じのように、国民健康保険事業は国民健康保険法の規定によって特別会計を設けなければならないというふうになっております。国民健康保険という特定の事業を行うために収入は保険税で賄い、あとは国庫負担金等をもって充てる。そして、特定の支出であります保険給付費などにこれは充てられるということで、一般会計とは区別して経理する必要があるということになっております。したがって、その受益者負担という法の趣旨にしたがって、法定外繰入れに頼ることなく事業の運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 その考えはないということなのですが、例えば、国保税はサラリーマン、あるいは役場を退職して、60歳から退職者医療制度ということで国保に加入するのです。また75歳になりますと後期高齢者に全部入るといふことで、支援金として国保会計にお金が行っているのです。そういう点で一つの社会保障だと思ふんです。そういう点で値下げが必要なのではないかといふふうに考えております。

もう1点、町長に聞きたいのですが、この前、町長が、特定健診ということで、今年度は委託料として2,630人、特定保健指導ということで130人を予定しています。金額はちょっと忘れまして。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君、質問内容を変えてください。

○13番【稲葉 弘君】 そういう点で、保健指導されても、結局、医者に行くまでがなかなかできない、それは国保税が高いからだと思ふます。やはり引き下げるべきだと思ふます。そういう点で、ぜひ、引き下げの考えはないか、もう一度町長にお聞きしたいと思ふます。どうですか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどもお話しさせていただきましたように、これは町民の皆さんが使われた医療費、国民健康保険に加入されている方の医療費を、その加入されている方と、そしてまた国等の助成金で賄って運営しているわけです。ですから、そのかかっている医療費の抑制、その部分を引き下げていく、まずその努力をする必要があると思ふます。平成23年の国保運営委員会の中で、残念ながら値上げの答申をいただきました。そうせざるを得ないといふことで、これではまずいといふことで、私もそれからその原因を究明すべく、そして、町民の皆さんの健康度をアップするためにさまざまな施策をとってきたわけです。平成25年度の答申でも引き下げの答申をいただきましたし、今回も引き下げといふことで2回続けて引き下げができたのも、町民の皆様が、この国民健康保険に加入にしている皆様、その医療費抑制に努めてくださった結果だと思ふしておりますので、これからもそういった事業を

強力に進めていきたいというふうに思っております。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 ぜひ、値下げの方向で検討していただきたいということです。一般会計からの繰入れ、法定外繰入れということで、県内では全部合わせて19億5,700万円が出されております。以上です。

それでは、次の問題について質問いたします。4点目です。デマンド交通の拡充について質問させていただきます。

町民の方からこういう意見が出されました。真岡記念病院までのルートの考えはないのかということで、新たなそういう考えはないのか、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

デマンド交通かみたん号につきましては、平成25年3月からの実証運行を経まして、本年4月より本格運行に移行いたします。かみたん号の運行方法については、デマンド交通の事業化に当たりましてさまざまな市町村の運行状況を研究しました結果、利便性と効率性を考慮しまして、1時間を単位とした運行としております。また、運行区域につきましては、乗合タクシーの運行は、原則として町単位のような区域内での運行となっておりますが、町内に加えて町外につきましても、町民の皆様からのアンケート結果を考慮しまして、病院、駅など9施設に限り運行しているところでございます。

ご質問の、真岡記念病院とおっしゃいましたが、福田記念病院で答えさせていただきます。ご質問の福田記念病院などの、現在運行を行っていない町外の施設につきましては、1時間を単位とした運行や、毎年度行っておりますデマンド交通に関するアンケート調査の結果、また民間事業者への影響、さらには需要の度合いなどから総合的に判断し、区域外運行の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 総合的に判断をして検討したい、そういう前向きな答弁でした。ぜひ、よろしくお願いたします。

もう1点、再質問なのですが、さきの一般質問では、壬生の獨協までルートを新設するという考えはないのかということで質問いたしましたけれども、この状況は、今一体どういう状況になっているのか、それが1点。

それから、台数を3台に増やすことで1日の利用者がどのくらい増えたのか、それがわかればお聞きしたいと思います。

それから、利用料金なのですが、今回、片道、大人が町内が200円から300円になる、あるいは町外が300円から450円、あるいは小学生が一律100円から150円ということになると広報に出ていたのですが、これはどういう理由でこういう料金になるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君、質問内容を絞ってもらえませんか、何点も出ていますから。これは、ルートの内容で料金とか、そういうのは質問内容に入っていないのです。その部分について執行部の答弁を求めます、ルートの問題。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ご質問の壬生へのルートということでございます。これについても先般の議会のほうでご答弁をさせていただきました。その後ということでございますが、現在、引き続き1市2町による協議会の中では検討しているところでございます。

ほかに、現在の状況を申し上げたいと思います。現在、栃木県における広域ネットワーク改善検討の中で新たな公共交通のネットワーク、バスのネットワークとして幾つかのモデルケース路線が検討されており、その一つに上三川病院から獨協医大のコースが検討されており、それが実現されることとなりますと、この上三川から獨協までは公共交通のほうに通るということとなります。そういったことを踏まえまして、現在、下野、壬生、上三川の1市2町におきまして県のほうに強く要望しているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 それでは絞って、そういうことでいいですか。はい、わかりました。

最後なのですが、杭工事データの偽装について質問をさせていただきます。

横浜市の大型マンションの傾斜で端を発した杭打ち工事データ偽装は、民間建物だけではなくて学校など公共施設にも広がるなど深刻化しております。業界全体に蔓延しているということが明らかになりました。本町の公共施設、建物は大丈夫なのか、それを質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 岸 豊君 登壇)

○総務課長【岸 豊君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

杭打ちデータ改ざん問題は、三井住友建設が施工主となり建築しました横浜市のマンションにおいて、杭打ち工事の下請けを行いました旭化成建材が、施工報告書の一部に改ざん等を行い問題となったもので、平成27年10月23日に国土交通省がデータの情報提供を旭化成建材に求め、過去10年間の全国で延べ3,040件の施工実績を公表し、栃木県内においては17件の報告がございました。このうち公共施設では2件の実績がありました。

本町では、その報告書を参考に過去10年間の公共施設建築工事11件について基礎工法を調査し、その結果、問題となりました杭を使用した工事は全くなく、また、旭化成建材の施工実績もありませんでした。さらに、それ以前の公共施設につきましても同様の調査をした結果、問題はありませんでしたので、杭打ち工事に発しました問題に関しましては、公共施設の安全は確認されております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁がありました。安全は確認されているということなのですが、これから町でも生涯学習センター、それらの建物をこれからつくるという計画ですけれども、

そういう点でこれからの対策、それはつくらなくてもいいということで大丈夫なのですか。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君、もう一回、今の質問をお願いします。

○13番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったのですが、安全は確認されている、大丈夫だと、そういうことなのですけれども、上三川でこれから建物を、生涯学習センター、もろもろの建物がこれから計画されておりますけれども、そういう点で、この安全対策ということでこれから、そういう安全対策を考える必要はないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 この問題を真摯に受けとめまして、町としましては、そういった施工方法が適切でないと思われる部分につきましては、やはり違った形での検討が必要だと思っておりますが、将来的な問題でございますので、回答は今後の問題ということで認識しております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 稲葉 弘君。

○13番【稲葉 弘君】 はい、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 13番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・海老原友子君の発言を許します。2番、海老原友子君。

(2番 海老原友子君 登壇)

○2番【海老原友子君】 私、海老原友子からは3点の質問をさせていただきます。

まず、第1に障がい者支援について伺います。

1、障がい者医療費の現物給付について、町の考えを伺います。

2、東京で標準様式を定めた障がいや難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時など、困った際に手助けをお願いしやすくするヘルプカードを本町に導入する考えはあるかどうかを伺います。

3、発達障がい児の早期発見をどのように対処しているか、伺います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問の1点目、2点目についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、現在、身体障害者手帳及び療育手帳を所持された方のうち、重度の障がいをお持ちの方を対象に、医療費の自己負担分を助成する重度心身障害者医療費助成事業を実施しております。本町では、お支払いいただいた方の医療費の領収書を窓口にお持ちいただき、その申請に依

じて医療費の助成を行う償還払い方式を採用しております。県内では、宇都宮市と日光市の2市が、この重度心身障害者医療費助成事業における現物給付方式を採用しております。現物給付方式導入は、当該制度を利用されている方々の負担軽減につながることでありますが、それに伴う医療費の増加や県補助の圧縮等による財政的負担を勘案いたしまして、今後、調査研究してまいります。

次に2点目でございますが、議員ご指摘のヘルプカードにつきましては、障がいをお持ちの方などの支援を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのカードとなります。平成24年に東京都がガイドラインを作成し、都内での標準様式を定めました。この制度を推進していくことで緊急連絡先の確保などにより、障がいをお持ちの方本人のみならず、ご家族などのご支援者にとっても、日常生活における安心・安全を上積みされることとなります。

県内では宇都宮市が同制度を導入し、昨年9月からヘルプカードの配布を開始しております。当該制度は、障がいをお持ちの方やその関係者だけでなく、より多くの方に認識いただくことで大きな効果を発揮いたします。

本町におきましても、障がい福祉施策を協議する場であります地域自立支援協議会に諮るなどして導入に向けた検討をしてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

(健康課長 渡辺誠司君 登壇)

○健康課長【渡辺誠司君】 ただいまのご質問の3点目についてお答えいたします。

発達障がいとは、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいでございます。一般的に知られている種別では、自閉症などの広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがあり、それぞれの特性により、言葉の発達のおくれやコミュニケーションや対人関係、社会性の障がい、パターン化した行動やこだわりなどが見られます。生まれつきのため、幼児のころから症状があらわれ、育てにくさを感じることから、発達障がい児の療育支援のほか、保護者への育児支援を行っていく必要がございます。

本町では、発達障がいの疑いのある子どもを早期に発見するため、1歳6カ月と3歳の定期幼児健診時に発達障がいに関する設問を入れた問診票を用意して、子育ての様子から何らかの特性を発見できるようにしております。

また、定期幼児健診時では発見できなかった軽度の発達障がいについては、5歳児発達相談事業として、町内各保育所、幼稚園を巡回し、保育場面の行動観察をすることで確認しております。5歳児発達相談で発達障がいの疑いのある子どもがいた場合には、専門的な心理相談、言語相談、発達検査を実施し、障がいの見立てを行い、医療機関または療育機関へつないでおります。

発達障がいとは、その特性や個性を家族や周りの人がよく理解し、その子どもに合った環境で過ごすことで成長の可能性が広がります。そのため、発達障がい児を早期に発見し適切な療育につなげるとともに、その家族がその特性を理解し、必要なかわり方ができるよう家族支援にも力を注いでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 第1点目のお答えについて、今回私がこの質問をなぜ選んだかということな

のですけれども、今回、声を上げたのは、視覚障がい者の方からこういうお話をいただきました。何回もお話をしていく上で、領収書をためておくという作業、それがとても大変だということなのです。領収書なのですが、病院によっていろいろな形態がありまして、中にはスーパーのレシートみたいなものもある。そういう領収書をためておくことで、全部が全部、その領収書をためておけなくてお金を全部もらえないというようなお話をいただきました。ヘルパーさんが一緒についていってくれますけれども、領収書のほかに診療明細書も漏れなくついでにきます。それが、どっちが領収書でどっちが診療明細書かわからないときもあるのですよというお話もいただいて、本当に、家族全員が視覚障がい者の方、その方が3人、病院にかかる毎月9万円になることもありますと。そういうお話をいただいたときに、9万円を立て替えるというのは、私の家ではとても無理という感じなのです。

そういう中で、領収書をためておいてくださいと、言うほうは割と簡単ですけれども、ためる側としては、目が不自由なのに領収書をためるということがとても大変だと思います。そういう方たちが領収書をためていくということに対して、ためてくださいと、ためておくことに対してどうなのかなというふうなことを考えて、やはり、お金が後から戻ってくるのならば、現物支給、窓口支給ができないものかということが出ておりますので、その辺も今後考えていただきたいポイントなのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 確かに、障がいをお持ちの方が医療費、病院にかかりまして、その領収書をとっておくのはなかなか大変という事情はよくわかります。これにつきましては、昨年、26年なのですけれども、県レベルで、そういったことでの検討会も開かれております。今後は町のほうとしましても、この重度心身障害者医療費助成をどういうふうにしていくかということは、よく研究していきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 ありがとうございます。本当に、障がいを持つ方のために町が動いてくださるということは、私たち、障がいを持つ人の代表としてもっともっと声を上げていかなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にヘルプカードの導入なのですが、とてもよく説明していただきましたので私が説明することは何もないみたいな感じになってしまいました。本当に、ヘルプカードというものをどうして今回、私が取り上げたかということです。障がいを持たれる方は、見た目で障がいを持っているというのがわかる方と、見た目で障がいを持っていることがわからない方がいらっしゃいます。ヘルプカードというものは、配慮やサポートが本当に必要なのに、外見で見てもわからない人たちのためのものなのです。ちょっとした手助けがあれば本当に助かるという障がいを持っている人たちが、外見からは見てわからない人を可視化するのがこのヘルプカードということなので、ぜひぜひ上三川町では取り上げていただきたいと思っておりますので、本当によろしく願いしたいと思っております。

3点目の発達障がい児の早期発見をどのように対処していくかということなのですけれども、私がこの問題を取り上げましたときには、1歳6カ月、3歳、それと5歳児健診ということで、そこをポイン

トとして見ていくという形ではありますけれども、3歳ですと保育所とかに入園しているということです。そのときに保育所において、その3歳の障がいを持っているだろう子どもたちは、普通、健常児と一緒に保育をされているという形になります。そのときに、その子に沿った保育というものが本当にできているのでしょうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 保育所での保育の仕方ということになります。それにつきましては、保育所入所の段階でよくそのお子さんについて、保育士と保育所のほうでどういったお子さんかということ把握して保育を行うことになります。そこでの情報は非常に大切なものですので、親御さんからいろいろ情報を得ること、その子ども自身をよく観察することによって現在、保育のほうはなされているように、こちらでは把握しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 子どもに対しては保育士さんとか、町の保健師さんとか、いろいろな手を携えてやっていると思うんですけども、この発達障がいというのは、気づきにくいというのが第一ポイントなのです。そして、落ち着きのない子とか、こだわりのある子とか、話の聞けない子とか、ちょろちょろしている子とか、私たちが子どものころは、その発達障がいというものの概念がなかったので、「全くあの子は」みたいなところがあったと思うんですけども、それは決してその子の個性ではなくて脳の障がいということで捉えなければいけないということなのです。だけれども、発達障がいの診断というのは、一番最初は親の診断になることであって、親はやはり自分の子どもに障がいがあるというのは認めたくないというのが多い。そういう中で、発達障がいを認めたくない親に対するフォローというか、今は、そういう子を生んでしまったみたいな、周りから責められるというか、そういう母親のフォローというか、そういうものは役場としてはどのように捉えているのか聞きたいです。お願いします。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【渡辺誠司君】 発達障がいをお持ちのご家庭、今、議員がおっしゃったような気持ちになられる方がほとんどでございます。先ほど申しましたが、3歳の健診と5歳児の発達相談の際に、保育所、幼稚園のほうでピックアップしたお子さまを町の保健師が行って観察して、そういった子どもをまたピックアップいたしまして、専門的な方に見ていただいて、やはりそうであるということになれば、そういった機関のほうにおつなぎしている現状があります。

また、そういった医療機関のほうに行くまでもないという子どもたちを対象に、町のほうでいちご教室という教室を開催しております。そちらは、そのお子様と保護者、担当の保育所、また幼稚園の先生とで自由に遊ばせてみたり、課題をつけて遊ばせてみたりとか、その子に合ったような事業といたしますか、教室をやっております。その際に、保護者の方に対しても、こういったものは特別ではないのだというようなことで、保護者の方にもそういった内容の話を保健師のほうからもさせていただいております。そういったことでやってはいるのですが、実際に小学校に入学する際には、特別支援学級に入れさせたくないような保護者もいるのは事実でございます。ただ、その子どもにとってどういうふうな育て方をしたらいいのか、どれがその子にとっていいことなのかということを保護者のほうに説明しまし

て、なるべくそういったご理解を得るような形で、保健師のほうで日々やっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 今、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障がいについて厚生労働省は、今春から各都道府県、政令都市で、地域で開業する小児外来を広く対象とした研修を始めるとあります。障がいに対する認識を底上げし、幼少期での早期発見と支援につなげるのがねらいということですので、上三川でも一定水準の対応ができるように、病院と連携をとって、その子の発達に一番いい方法をとれるような方法をとっていただきたいと私は思います。

そして、子どもを生み、育て、育むということは、本当に、健常の子どもでも母親は大変、それでまた働いている母親はもっと大変。そういう中で、まして障がいを持つということで家族もなかなか受け入れられないし、孤立する母親が増えている。そういう中で、どうか、どうか、親子ともども本当に健やかに育てられるような政策を今後ともしていただきたいと思います、1番目の発達障がいの質問を終えます。

次に特殊詐欺についてです。2つほど伺いたします。

特殊詐欺の現状と町民へのさらなる啓発活動の取り組みについて伺いたいということが1つです。

2番目は、神奈川県と本県栃木市で詐欺対策被害への注意喚起を促す固定電話に取り付ける手形ポップの設置について、本町に導入の意思はあるかどうか伺いたいと思います。よろしく伺いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 岸 豊君 登壇)

○総務課長【岸 豊君】 ただいまの質問にお答えをいたします。

1点目でございます。本町での特殊詐欺による被害状況につきましては、平成25年、平成26年、平成27年と各1件ずつございました。平成28年1月末現在では、今のところ発生はしておりません。

本町では、これまで、町のホームページやかみたんメールで情報発信、高齢者を対象とします防犯教室の実施、防犯パトロールや街頭広報での特殊詐欺防止の啓発パンフレット等の配布を行ってまいりました。また、民生児童委員との連携をとりながら、独居高齢者世帯への広報啓発活動も実施してまいりました。さらに、今月の「広報かみのかわ」の発行に合わせまして、特殊詐欺等を記載した啓発パンフレットを各世帯に配布したところでございます。今後も特殊詐欺に遭わないための普及啓発を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

詐欺対策被害への注意喚起を促す固定電話に取り付けます手形ポップにつきましては、受話器の下の電話機本体に張るもので、受話器を取ることによって注意喚起の文字が書かれた手形が起き上がり、表示をするという仕組みのようなものでございます。話を始める前や、話の最中に目の前に注意の言葉があることで被害防止につながることをねらいとするものです。町では、高齢者世帯に配布はしていませんが、そのかわりといたしまして、高齢者世帯に対しまして、電話機に張る特殊詐欺防止のシールを配布したところです。今後も下野警察署と連携をとりながら、高齢者世帯への特殊詐欺防止の講話や特殊詐欺に役立つ啓発品等を配布して、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 私がこの特殊詐欺についてを取り上げた理由なのですけれども、2015年の3月31日と4月1日に、我が家にオレオレ詐欺、持ってこい詐欺の電話がありました。私は、遠く離れる息子を疑うすべもなく言葉巧みに不安を煽り、親心につけ込み高額な金をだまし取る、寸でのところで、詐欺に遭うぎりぎりでした。そのときに、栃木県警と赤羽警察署と息子と連絡をとり、新聞でできたお金を持って犯人逮捕に挑みましたが、残念なことに失敗しました。下野警察署生活安全課課長に伺うと、上三川でも、本当に高齢の方が多額のお金をだまし取られたという話があります。

先ほど、担当課長が、かみたんメールとかホームページとかでやっていると言いますが、私は今58歳ですが、かみたんメールを、申しわけありませんが、議員になるまでやっていなかったです。本当に申しわけないと思いますが、ホームページも、高齢の方がメールやホームページって、見ますでしょうか。その辺はちょっとどうかというところがあります。

それから、高齢者を地域ぐるみで見守るということが本当に大切だと思ひまして、下野新聞のほうに、その詐欺にだまされた高齢者がその後どうなったかということ、家族から責められ、自分で自分も責めて自殺したという記事があります。そういう記事を読むたびに、絶対になくさなければいけないと思っています。ゼロにしたいです。そうなったときに、ホームページとかメール等の喚起で大丈夫かと正直思います。

私は、2番目の手形ポップの設置について、別に手形ポップでなくてもいいのです。上三川で用意してくれたシールでも何でもいいのですけれども、草の根でそれが行き渡っているかということが重要だと思っているのです。草の根でということは、やはり高齢者一人一人が、詐欺があるんだよ、こういう手口だよということが草の根で行き渡っているかどうかがとても重要だと思っているのですが、現状で、草の根で後期高齢者とか、高齢の方々がその状況というか、そういうものが行き渡っているとお思いかどうか、伺いたいです。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 先ほども答弁の中で申し上げましたように、高齢者向けの介護講習会、こういったところで、27年度は11回、参加人数で279名の方に機会があるごとに、今、特殊詐欺、こういう事態がございましたというような形で注意喚起をしながら、また、警察との連携をとりながら説明をさせていただいております。26年度は10回、238名。確かに高齢者の数からしますと少ないかとは思いますが、ただ、いろいろな形で高齢者向けの介護に、できるだけこういった注意喚起を促す手法をさせていただいております。また、メールのほうも、町のほう、もしくは警察のほうに、そういった特殊詐欺の動きがある。例えば、町職員を語った特殊詐欺が発生したというような場合には、かみたんメールに登録していただいている方一斉に、そういった通知を差し上げている状況でございますので、高齢者の方が直接見るかどうかという点では、確かに携帯をお持ちでないとメールも見られないでしょうし、また、かみたんメールのほうにも登録していただかないと、そういった注意喚起も100点満点とはいかないかとは思いますが、今こういったところで動いているという情報だけでも、気をつけていただくという点では成果があるかと思っております。

また、先ほどの答弁の中でも出しましたように、今回、広報と一緒に全世帯に身近な犯罪を防止するパンフレットを出させていただきます。この中には、振り込め詐欺、悪質商法等の対応策、こういったものも全家庭に配布させていただきます。やはり、みずから守っていただくという点ではそういった啓発が重要だと考えておりますので、まだまだ100点満点にはいきませんが、今後も警察当局と連携をしながら被害に遭わないような、そういう啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 2月26日の下野新聞と3月2日の下野新聞に、2月26日のほうは、宇都宮市は特殊詐欺対策アクションプログラムを立てたという記事が載っていました。撃退機1,000台を65歳以上の高齢者を対象に貸しますということです。全国の中核市で最多導入になる見通しということも書いてありました。また、3月3日の下野新聞では、栃木県警の中に、広域知能係を特殊詐欺事件室と格上げしたと。ポンポンと詐欺について市、県というふうな形で載ってきております。本当に県でゼロにしたいのだという思いが、詐欺の金額も莫大でありますし、ゼロにしたいのだという思いが県でも、市でも本当に見られる中で、上三川ももう一歩、もう二歩、地域ぐるみで、そして、皆さんの高齢者を見守る運動とか、高齢者にこういう詐欺がありましたよと話をする機会をもっともっと増やしていけたらいいのではないかと思います。

まして、そういうところに集まる高齢者というのは意識が高い高齢者が多いです。意識が高い高齢者ではない高齢者も中にはおります。出かけたくない、寒いし、うちにいたいみたいな、そういう方もいらっしゃると思いますので、本当に地域をみんなで見守るというやり方をしていったらいいのではないかと思います。下野警察署の課長も、高齢者を地域ぐるみで見守ることが大切ですねと私がお話ししたら、そうですねということをおっしゃっていましたので、今後、皆さんと一緒に地域で見守る、そういう対策をしていけたらいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

2番の特殊詐欺についてはここで終わりにして、3の病児保育事業実施施設について、町のホームページに済生会宇都宮病院における病児保育事業が利用できるとあるが、今の利用状況を伺いたいです。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

(福祉課長 川島信一君 登壇)

○福祉課長【川島信一君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

病児・病後児保育は、子育てと就労の両立を支援することを目的といたしまして、病氣中または病氣等の回復期にございます児童を一時的に保育する事業でございます。

済生会宇都宮病院の病児保育事業につきましては、平成27年4月に開所しました病児保育施設「おはなほいくえん」で実施しておりまして、1月末現在における町内在住者の利用状況は、延べ人数で3名でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 私がこの町のホームページを見たときに、病児・病後児保育があるというこ

とですごく感動しました、わあ、あるんだ、すごい、進んでいると思いましたけれども、ホームページの内容を見ていくと、ちょっと済生会は遠いんじゃないか、1回2,500円はちょっと高いのではないかと、そんな感じをまず受けて、私が思う病児保育とはちょっとニュアンスが違ったのです。

私は10年間保育士を経験しておりますが、私は未満児、0・1・2を10年間見ておりましたけれども、熱が37.5度出ると親に電話をかけるような形になります。親は何かの対策をとって必ず迎えには来ますけれども、一人親の場合とか、働かないと生活が成り立たない親の場合には、子どもを保育園に預けて熱が37度5分出たからちょっと迎えに来てというのは、ちょっと大変なことではないかと思えます。

厚生労働省が発行する保育所保育指針により、平成12年から病児保育が正式に定義づけされ、国も積極的に取り組む方向にあり、健康21プランを通して公的補助の枠も年を経るごとに拡大しています。子ども・子育てビジョン、平成12年1月29日、内閣府で決定したものですけれども、平成26年までに体調不良児対応型は全ての保育園において取り組みを推進するとあります。保育中に体調不良を起こした子どもは、親が迎えに来るまで看護師等が適切な保育とケアを行うことであるということです。

今、上三川の保育園とかにはそのようなシステムというか、ありますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 議員ご指摘の部分につきましては、体調不良児ということですので、上三川町においては、1カ所、あけぼし保育園のほうで体調不良児型保育ということで実施しております。

○議長【津野田重一君】 海老原友子君。

○2番【海老原友子君】 あけぼし保育園でやっているんですね、はい、わかりました。ありがとうございます。

上三川町において、大山保育所が2年後に民間に移行するというお話を伺っています。そうすると、町が管轄するというか、そういう保育所がなくなるという形になります。仕事を持つ母親というのが安心して子育てができるように、民間の保育施設だけでしていくというのは、役場のかかわり方というか、それはどのような形なのかとは思いますが、病気の子どもの預けてまで働くのかという雰囲気というのは周りにはあります。だけれども、預けなければ働けないという貧困家庭がたくさんあるということも現実です。

今後、第7次総合計画の10年間に、その貧困の家庭の子どもたちが16%もいるということで、その子どもたちの対応においても働かなければ食べていられないということで、本当にこれから重要になっていくと思います。その点で、この10年間、少しでも早くその病後児保育に取り組んで、もっともっとたくさん子どもたちが、お母さんたちが安心して働ける、そういう形で取り組んでいただけたらいいと思ひまして、それを願ひまして私の質問を終わらせていただきます。

以上で今回の私の一般質問を全て終わります。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。

午前11時27分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 2番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順番に従い、3番・神藤昭彦君の発言を許します。3番、神藤昭彦君。

(3番 神藤昭彦君 登壇)

○3番【神藤昭彦君】 3番、神藤昭彦でございます。私は、昨年の12月末に、町民の皆様のご支援を賜りこの席に立たせていただいております。好きな上三川をすてきな上三川に、快適に住みやすいまちづくりを目指して頑張っております。また、本日、初質問ということで万全な体調でこの場に立ちたかったのですが、私の不注意でこのような形で本当に申しわけなく思っております。とはいえ、早くしっかり体を治して頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告順序に従いまして質問をさせていただきます。

まず、町の最上位計画である第7次総合計画について、2点お伺いします。

まず1点目が、10年間実施してきた第6次総合計画についての振り返り、反省点を踏まえて第7次総合計画を作成されたと思いますが、基本的な考え方と町の将来像についてお伺いしたいと思っております。

2点目につきましては、この中で10年後の人口推移予測は3万5000人の推移が出ていますけれども、3万人をこのまま維持していくのには、今の状況から行くと非常に厳しいというふうに思いますが、どのように抑制を考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思っております。この2点についてお伺いいたします。よろしく願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

第7次総合計画につきましては、計画期間が平成28年度から平成37年度までの10年間の計画であり、町の目指すべき将来像を定めた最上位の計画でございます。

計画策定に当たっての基本的な考え方といたしましては、第6次総合計画におけるまちづくりを継承しつつ、人口減少や高齢化に伴う社会経済情勢の大きな変化を的確に捉え、豊かな自然、活力ある産業、良質な住環境をはじめとする先人から受け継いだ貴重な地域資源を、本町の持続的な成長に向け、さらに磨きをかけ、10年後、20年後の次の世代へきちんと引き継いでいくことを念頭に置いております。加えて、昨年実施いたしました町民の満足度調査の結果を踏まえ、継続すべき施策、見直すべき施策、新たに取り組むべき施策などを整理いたしまして、本町の現状に即したものとしております。

第7次総合計画では、基本理念として「安心・安全のまちづくり」、「活力・交流のまちづくり」、「協働・自立のまちづくり」の3つを位置づけ、町の将来像を「共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川」と定めたものでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

本町の人口は、これまで順調に増加しておりましたが、平成20年をピークに減少傾向に転じ、この

ままの状態では何の施策も講じなければ、平成37年には2万9,300人にまで減少すると推計されております。第7次総合計画におきましては、計画人口の枠組みを、平成37年で3万500人としております。推計と計画人口との差であります、1,200人、これにつきましては、総合計画基本計画に定めます各種施策、とりわけ若年層や子育て層を中心とした暮らしやすい環境づくり、働きやすい環境づくりを積極的に進め、町の魅力アップを図り、定住の促進につなげることにより人口の減少傾向を可能な限り抑制してまいりたいと考えております。

総合計画で定めます町の将来像や計画人口の実現に向けて、議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様に一層のご協力を賜りながら各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 神藤昭彦君。

○3番【神藤昭彦君】 町長から答弁ありがとうございます。やはり、人口減少がすごく気になる場所でもあります。今、どこの市町村でもいろいろ施策を打って、町の人口を減らさない、減るには減るのですけれども、余り減らさない、抑制していく。また、逆にほかの町から移転してもらって増やすとか、そういったところ、いろいろ施策を考えながら進めていく市町村が多々あると思います。もっと具体的に、何かこういったことを今、考えているのだよということがもし言えるようであれば、一、二点、こういったことで減少を少なくしていくのだということを、ちょっと聞かせていただけたらというふうに思います。言える範囲で構いませんので、お答え願えればと思います。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 具体的なというお話ですが、今ここで確定しているものが神藤議員の前でお話しできるような、まだその状況まで至っているわけではありませんが、先ほどの、午前中の答弁で企画課長がお話ししましたように、公共交通網も他の市町と連携をとって、上三川町だけの魅力というよりも、広域連携とか、そういうものも図って、他の市町との連携も図りながら、県とのパイプも強く推進しながら、というところで上三川町の魅力をアップしていきたいというふうに思っております。

今後、各種施策につきましては、そういったことを一つ一つ、細かなことを積み上げながら魅力度アップに努めていき、そして、人口減少抑制に努めていきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 神藤昭彦君。

○3番【神藤昭彦君】 具体的になかなか言えないということなので、まあ、そうでしょうというふうに思います。いろいろ施策は、例えば、これから企業誘致をすとか、施策は多々出てくると思いますので、そういったところを早目に具体化して、具体案を出してもらってみんなでチェックをしながら進めていければいいかなと思います。上三川は、一歩出足がおくれて人口が減ってしまったということがないように、我々もしっかりチェックしながら進めていきたいというふうに思いますので、執行部の方々もそのような考え方を持っていただけたらうれしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、次の防犯体制の充実について、2点伺いたいと思っております。

まず1点目、安心・安全なまちづくりに向け、防犯の起こりにくい環境づくりが必要と考えます。町内は全体的に防犯灯、街灯が少なく、夜間、通勤・通学で使用する道路が暗くて危ないと町民の方から多く声を聞くわけですが。夜間の犯罪抑制と交通の安全確保に資する防犯灯、街灯の増設についてお考え

を伺いたい。

2つ目に、全国的にも防犯カメラは犯罪の抑止力となっていますが、上三川町としても公共の施設、商店街、公園などの防犯カメラ設置についてのお考えをお伺いしたい。この2点について、よろしくお願ひいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 岸 豊君 登壇)

○総務課長【岸 豊君】 ただいまのご質問の1点目につきましてお答えをさせていただきます。

本町の防犯灯につきましては、夜間の歩行者の通行の安全と犯罪被害の防止のため、町内小中学校の通学路を優先的に設置しております。設置に当たりましては、自治会から要望書を受け、現地調査の上、設置箇所周辺の環境に配慮しながら設置をしております。

なお、設置後は電気料、修繕料などの経費がかかりますので、必要性を確認した上で設置に努めております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

防犯カメラにつきましては、既にいきいきプラザ、図書館に設置しているほか、現在は町内小中学校へ計画的に設置を進めております。その他の公共施設につきましては、今後、設置について順次検討してまいりたいと考えております。

なお、商店街への設置につきましては、それぞれの事業者が設置をすることになりますので、下野警察署等関係機関と協力して対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 神藤昭彦君。

○3番【神藤昭彦君】 1点目の防犯灯、街灯の増設といったところでは、今のところは考えられてないということではいいですか、増設をするよというところは考えられていないという回答でよろしいですか。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 要望書を受けて現地調査をした形で年間25基程度の新設はしております。ただ、自治会からの要望も多いものですから、全てを設置するところまでは行っておりませんが、現在、町で2,385基の防犯灯が存在しております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 神藤昭彦君。

○3番【神藤昭彦君】 そういうことは、町民からの要望で増設を考えられているということなので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、2点目の防犯カメラについては、これから設置のほうも考えていただけるということでありませうけれども、防犯カメラもいろいろプライベートな部分の問題もあると思いますので、その辺もしっかりわかってはおられると思いますけれども、執行部の方には設置のほうをお願ひしたいと思います。

また、この防犯というのが、どうしたら防犯ができるのかといったところを、本当にみんなで知恵を出し合って考えておられるのか。ただお金をかけて防犯カメラをつければいいのか、電気をつければい

いとか、そういうのではなくて、本当に危険なところはこういうところなんだよとか、こういうふう
に指導していったほうが子どもたちが安全に通学ができるとか、そういったところをもうちょっと考えて
おられるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 議員おっしゃるとおり、ハード面ばかりの問題ではないと思います。そう
いった形で、現在、今、自主防災組織の立ち上げに取り組んでおりますが、あわせて防犯組織も、ぜひ
立ち上げていただきたいということで自治会等に投げかけをしております。実際、既に組織的に活動さ
れている自治会が7自治会ございます。そこで防犯に対する意識を上げていただいて、例えば、庭にド
アをあけたままの車を置きっ放しにするとか、施錠が完全でないとか、夜は、ある程度街灯をつけると
か、そういう意識改革も必要だと思っておりますので、そういった形での自治会への取り組みは今後も進めて
まいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 神藤昭彦君。

○3番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。私もそう思います。また、自治会だけではなく
て、学校教育の中で、例えば、通学の安全マップをみんなで作るとか、そこで、こういったところが
危ないよねとみんなで話し合うとか、そういったところもすごく必要なのではないかと思いますので、
教育の観点からもお願いできたらと思います。

犯罪、事故をゼロにすることは非常に難しいと思います。環境を整えることで発生を減らす、未然防
止はすごく重要であると考えますので、今後も引き続きお願いしたいと思います。

また、先ほどちょっと申しましたけれども、お金をかけて対策するものだけではなくて、お金をかけ
なくても、よりよい方法が見つかるということもあると思いますので、そういったところをみんなで
知恵を出し合いながら考えていかれたらすばらしい町になるのではないかと思います。また、自分たち
でこういったことをやるということは必ず守ると思っておりますので、そういったところを進めていって
いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、引き続きまして、最後になりますけれども、学校教育の充実について、3点お伺いさせてい
たきます。

まず、1点目は、児童生徒たちが快適な環境下で授業を受けることができるよう、小中学校に対し設
置する予定のエアコンについて、優先順位など、設置に対する基本的な考え方についてお伺いします。

2つ目に、スマホ、携帯の、児童生徒が使い方を考え、使用ルールを決め、運用を開始したようで
すが、運用に伴い、現状の実施状況をお伺いしたい。

3つ目に、小中学校のいじめ問題について、いじめ認知件数の把握状況と対応状況についてお伺いし
ます。この3点についてよろしくお伺いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のエアコン設置につきましては、教育環境の整備を進めていく上で優先度の高い課題として取

り組むこととしております。現在、次期第7次総合計画の前期計画に普通教室への設置に向けた設計調査費を計上する考えでございます。

なお、設置に当たっての優先順位等につきましては、設置に多額の費用を要する事業であることから、国庫補助制度の動向や財政状況を勘案しながら、調査結果等をもとに検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のスマホ使用のルールについてお答えいたします。

児童生徒がスマートフォン、携帯電話の使い方を見直し、みずから考える機会として昨年9月に、各校の代表児童生徒及び保護者の代表者による実行委員会を開催し、上三川町子どもスマホ・携帯ルールの策定いたしました。

町教育委員会では、策定したルールのリーフレットを作成し、全児童生徒を通じ、家庭に配布したところでございます。このルールは、児童生徒が当事者としてルールを策定することにより、自分たちの問題として捉えることや、このルールをもとに各家庭において話し合いが持たれ、節度ある使い方に結びつくことを願い策定されました。ルール策定をしてからまだ期間が短いことから、今後、一層の周知啓発に努めたいと考えております。

3点目のいじめについてお答えいたします。

今、各小中学校では、これまで以上にいじめを初期の段階から積極的に掘り起こし、解決しようと努めております。そのようなことから、認知件数は以前より増加傾向にありますが、これはいじめを初期のもの、軽度のものから積極的に認知し、解消に向けたスタートラインに立ち、努力していることを反映しているものと考えております。

今年度の上半期問題行動調査によりますと、4月から9月までの町内の小中学校において54件のいじめが認知されており、このうち53件が解消し、1件が未解消となっております。未解消の1件につきましては、担任をはじめ教職員による組織的な取り組みや、スクールカウンセラーの活用、個別の支援など、現在、解消に向けて取り組んでいるところでございます。今後も引き続き小中学校におけるいじめの未然防止に努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長【津野田重一君】 神藤昭彦君。

○3番【神藤昭彦君】 それでは、1点目のエアコンの設置の優先順位なのですが、何を基準にするかは、特にはまだ考えられていないということよろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほども答弁いたしましたように、それぞれの調査結果をもとに検討していきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 神藤昭彦君。

○3番【神藤昭彦君】 そういうことなので、1点目に関しましては、今、小学校が7校、中学校が3校ということで10校あると思いますので、ここの学校が早くてあそこの学校が遅いと順番を決めながら設置していくわけだと思いますが、そういった意味で、何でうちの学校が早いのだ、何でうちの学校が遅いのだという、多分、PTAの方たちから不平不満が出てくると思いますので、その辺をしっかりと、

こういったことでこの順番になっているのですよといったところを、PTAの方とか父兄の方に言えるように、そういった考えを持って執行部には対応していただきたいというふうに考えますので、よろしくをお願いいたします。

それから、スマホ、携帯の使い方はすごく皆さんでお子さんが考えられて、自分たちでやられているということなのですごくいいことだと思います。これに関してもいじめに関しても、こういったスマートフォンのところからいじめが解消されるというふうに思いますので、すごくよいことだと思います。今、考えられたルール、お子さんたちが卒業していったりすると、またこのルールが停滞していつてしまうので、毎年毎年、さらによいもの、ルールができるようなシステムを引き続き考えていただいて、執行部といたしましては、さらによいもの、さらによいものということで改善を加えていっていただけたらいいかなというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、最後の小中学校のいじめ問題についてです。これについては本当に難しいシビアな問題かなというふうに思っています。とはいっても、いじめは未然防止というか、小さいうちにつぶすというのが私も最適かなというふうに思いますので、教育の先生の一人一人の観点からお子さんの目をよく見ていただいて観察していただくということで、しっかり先生方に教育していただけたらなというふうに思います。わからない先生もおられると思いますので、そういった先生方には、町としてもしっかり教育していかなければいけないというふうに考えておりますので、その辺もフォローのほうをしっかりとっていただけたらと思います。

いじめ問題に対する対応については、家庭、学校と連携を行い、いじめを減らす努力をしていかなければ解決に結びつかないことが多いと思います。今回の52件の解決をことしもされたということなので、そういったところをしっかりとマニュアル化してもらって、今後のいじめに対する対応につなげていただけたらいいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で私の一般質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時38分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 3番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 最初に、この4月をもって退職なさる方には、心よりご苦労さまと申し上げます。また、その中でも鶴見課長には、私は一方ならぬお世話になったと思っております。上三川町へ来て8年目で100棟の宅造をやってこられたのも鶴見課長のおかげだと、町にも約3,000万円の税収入を得たと思って、本当に心より感謝申し上げます。ご苦労さまでした。

まず、私は初めに、都市計画税についてお尋ねしたいと思っております。1つ目の都市計画税と2番目の町のインフラ計画については関連性があると思しますので続けて質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 別々に一つずつお願いします。

○9番【勝山修輔君】 ああ、そうですか。では、初めに、自席でも構いませんので、町長は調整区域にお住まいでしょうか、どうでしょうか、お答え願えればうれしいですか。副町長は同じ質問なのですが、どうでしょうか。お答えいただけませんか。

それでは、私がなぜこんなことを聞いたかという、都市計画税についてお尋ねする2点にちょっと関係があったもので聞きました。1つ目、上三川町における都市計画税を払っている人の割合、税収額についてお尋ねいたします。

都市計画税のあり方、使用目的、公平性などについて、都市計画税についてお伺いしたいので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

(副町長 隅内久雄君 登壇)

○副町長【隅内久雄君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成26年度末の都市計画税の納税義務者数は4,994人でございます。固定資産税の納税義務者数1万1,815人に対して都市計画税を支払っている人の割合は42.2%となっております。また、税収額につきましては、平成26年度決算で2億2,277万円で、都市計画税の課税を始めた昭和62年度から平成26年度までの合計をいたしますと、約55億円となっております。

次に、2点目についてお答えいたします。

都市計画税は、地方税法第702条第1項に規定されていますように、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるとして、使い途が限られた目的税でございます。ここで言う、都市計画法に基づいて行う都市計画事業とは、都市計画法第59条の規定による認可または承認を受けて行う、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業を言うものであり、具体的には、都市計画区域内において行われる街路整備、公園整備、下水道整備などが挙げられます。

また、事業の実施あるいは課税の公平性の観点で申し上げますと、それらの事業の実施によって、一般的に課税区域内の土地及び家屋の利用価値が向上するという受益関係に着目しているものであって、個別の事業の受益の程度に応じて課税するものではないことから、市街化区域の土地及び家屋に対して原則として一律に課税されているものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 副町長の答弁と全く変わりのないものでございました。この都市計画税が、私がなぜこのことを再質したいという思いでいるかといいますと、55億円のお金を今まで約30年間で集めてきたのですが、この30年間で集めたものを人数割にすると、1人約110万円、余分に払ったことになるのです。この都市計画税を払っているのに、都市計画税を利用できないという人も中にはい

るということもご承知おきいただけますか。

それで、私が冒頭で調整区域にお住まいですか、市街化区域にお住まいですかというふうに聞いたのは、都市計画税を払っているか、払っていないかということに発するわけです。そうすると、今、私たちが町の一番最初に上下水道を使ったのだから、皆さんに上下水道がつくまで都市計画税は目的税だから払いなさいよということで耐えて払ってきたつもりでおります。それが今、私の町では9.7%に上下水道が入っております。そうすると、目的税がだんだん違ってきた方向に行くのではないかということ懸念しているのです。

51年、62年といろいろな整備事業をやってきました。このまま都市計画税を課税していく必要があるか、急騰する起債の返還が税収より少なくなった場合は、目的税の趣旨に反した課税になってしまうのではないかということ、都市計画税あり方検討会というものを上三川町に今から何年前ですか、つくりました。そこで検討されたところで、こういうふう発言している職員もいるのです。今度は28年から29年になり、前倒しして都市計画税を雨水整備事業に使おうということなんです。

私が今、質問して答えていただきたいのは、雨ですから、上三川町全部に雨は降るんです。そうすると、願成寺に降った川、武名瀬川に流れる水、赤沢川、いろいろな水は上から下、高いところから低いところに流れていく。そうすると、都市計画税で市街地に今、雨が降って洪水になっているからつくと、これはいいことだと思います。やってほしいと思います。しかし、青と赤に色を分けても川は一つです。上に降った雨は必ず降るのに、上は一般財源でやって、下だけ都市計画税でやるんだということはできますか、その辺のことをお答え願います。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 市街地の整備のために使うわけでございますので、今、勝山議員がおっしゃったように、色分け等は明確にはできないかもしれませんが、住環境の整備という形で整備しますので、都市計画税を利用して市街地については、水路、雨水・排水の整備をしていくということでございます。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 町に降った雨を町で洪水にならないように整備する、これはよくわかるんです。この水は一体どこから来たのですかということになると、上から下へ流れる、高いところから低いところへ流れるという理屈ではないかと思うんですが、そのときに上を整備しないで下だけ整備すればどういことが起きるのでしょうか、副町長、ちょっと答えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 その雨の程度にもよるかとは思われますけれども、場合によっては全般的に雨水とか溢水等が起こる場合もあろうかとは思います。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今、私は、一緒に目的税以外でも一般財源でもやらなければならないのではないのでしょうかということ私を言いたいのです。そうすると、趣旨と違うようなところに使われても何も言えなくなるということもあり得るといふふうに私は解釈するのですが、その辺は副町長、明確なことができるのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 通常の雨等による場合には住環境の整備で整備しますところについては、きちんと雨がたまたりなんかしないという形になりますので、区分けはできると思います。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今、言っているように、今のこの水が出るということは、道路に降った水が一番問題なのです。道路は全部アスファルトですから、畑や田んぼに降った水が流れてくるわけではないのです。道路に流れてきた水が側溝に入り、側溝から川に入ったり町の中に流れてきたりということの色分けなどができるはずがないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 確かに、おっしゃいますように、色分けはかなり難しいかと思うんですけども、一応、雨水・排水対策ということで整備しますので、住環境の整備にはなるかとは思いますが。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、私が今、あり方検討会というところで、あり方検討会のメンバーを申し上げますと。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君、検討会だけで結構です、メンバーは言わないでください。

○9番【勝山修輔君】 ああ、そうですか。それでは、私がちょっとかいつまんで言いますと、このあり方検討会で検討している方は、全員、都市計画税を払っていないのです。都市計画税を払っていない人が都市計画税を取る話をしたのでは、取られるほうはどう思いますか。誰も入っていない検討会なんていうことをやられて、払っている人がそこに一人も入っていないということ、これは由々しきことではないでしょうか、どうですか、副町長。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 都市計画税につきましては、昭和45年、市街化区域、調整区域の線引きがございました。そのときに優先的に市街化を図るべき地域については、道路の整備、公園の整備、上下水道の整備等を図っていかねばならないという目的で当初はできたものでございます。それによって計画的に進めてきたものでございますので、どこに住んでいるからというようなご指摘は適切ではないかと思えます。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 では、都市計画税は環境のいいところで生活するためのものですよね。そういうことじゃないですか。都市計画税というのは、付加価値を高めて、皆さんよりも一般的にいい土地だということが都市計画税を使って、その恩恵を受けたというふうに副町長はおっしゃいました。隣町のほうで都市計画税を廃止している町がございまして、壬生町です。そこは人口が増加しているんです。その増加しているのに、行政が宣伝しているわけではないのです。業者が、壬生町は市街化をとっていませんから、こっちに来て住みませんかということで増えているんです。それで税収が増えるということなんです。

そうすると、今この町で、茂木町も新聞に出たように、13%も人口が減ったといたら何人ぐらい減ると思いますか、上三川町、3,000人減ってしまうのです。片方では人口が増えるように都市計

面税で整備しますよと言っているほうが人口が減って、取らないよというほうが増えるというのは、ちょっと言っている趣旨と違うのではないかと思うんですが、副町長はどんなふうに思いますか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 45年に線引きした当時から計画的に整備をするものだということでやってきたわけですので、その指摘には当たらないかとは思いますが。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 では、これはいつごろまで取り立てていくものだというふうにお考えなのでしょうか、その辺をきちっと答えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 平成25年度のころ、先ほどおっしゃいましたように、都市計画税のあり方検討委員会で検討いたしました。平成30年に再度、この都市計画税のあり方について検討して、オーバーフローと申しますか、都市計画事業費とか、過去に都市計画事業のために起こした起債の償還額を上回る税収が入るということになれば、先ほど議員がおっしゃったように、オーバーフローするのは非常にまずいことですので、そういった観点を見きわめた上で、30年度に再度あり方を検討していくということになってございます。

それから、壬生町のことで申しますと、壬生町は都市計画税条例は廃止してございません。ただ、税率をゼロにただけでございます。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、私の町だってそのぐらいのことはやればできるということの証ではないでしょうか。税収についてはこのぐらいで、そういうふうなことで行政を前に引っ張っていつてくれないとどうにもならない状態が来るのではないかということに危惧しているのです。

次に入りたいと思います。2番目の町のインフラ計画について。

町のインフラ計画のあり方についてのご質問をしたいと思っておりますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

(副町長 隅内久雄君 登壇)

○副町長【隅内久雄君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

インフラとは、産業や生活の基盤として整備される施設のことであり、このうち行政が整備するものとしましては、道路、橋梁、上下水道などの産業の基盤となる施設と、学校、公園、福祉施設などの生活の基盤となる施設がございます。

現在、町ではインフラ整備計画という形でインフラのみに特化した総合的な計画は定めておりませんが、最上位計画であります総合計画において、まちづくりの全体計画として各施策の中に位置づけられております。それらを受けまして、道路や上下水道、福祉などのそれぞれの分野において、総合計画との整合性を保ちながら詳細な個別の計画を策定しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私も余り英語が得意ではないのですが、インフラ計画というのは、インフラストラクチャーと言うのだそうです。辞書で調べると、我が町に関係があると思われるものは、産業社会生活の基盤になる上下水道、道路、学校、病院、公園、福祉関連施設だということになっています。それで、先ほど申しました都市計画税と同じ話になるのですが、私たちは市街化に住んでおりましたので上下水道を一番先に利用させていただきました。そのかわりに都市計画税を30年間払っているということです。私ども、メインストリートに地中化ということがありまして、電線が地中化しております。街路灯も町がつけてくれた立派なものがついているのですが、8時になると全部電気が消えてしまいます。夏だと、8時ごろまだ子どもが部活から帰ってくる自転車に乗る時間にもパタッと消えてしまう。そうすると、私たちの町にインフラという言葉があるとすれば、街灯は2基ついたので、8時になると真っ暗で防犯灯もないのです。インフラということなら、防犯灯を立派なところにつけていただけなのか、それともその電気を一つおきに夜中までつけてくれるのか。

今、私どもが町の中を歩いて一番言われることを「真っ暗だよ。まだ裏道のほうが明るいよ」ということです。そうです。裏道は電信柱があるために全部防犯灯がついているのです。まず、学校のそばはみんな明るいです。町の中は真っ暗です。あの地中化にしたために電線を引くことができないですから電気はつけられません。これもインフラだということなんです。そうすると、町をいい町にしよう、住んでよかった町、何がよかった町、真っ暗では仕方がないのではないのでしょうか。その辺は副町長はどのように考えていますか、通ったことがありますか。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 インフラの整備としてどこまでお答え申し上げていいのかちょっとわかりませんが、街路灯、防犯灯、明かりの問題につきましては、直接、町が行うインフラ整備とまた別な話になるかと思しますので、私のほうからそれ以上のことを申し上げるのは差し控えたいと思います。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君、ちょっと、今の質問なのですが、インフラ整備計画のあり方であり、個別の質問ではありませんので、個別の質問は答弁できません。

○9番【勝山修輔君】 では、インフラというのは、街灯とかそういうものは、どちらのインフラなんですか、それとも街灯はインフラに入らないという趣旨でしょうか、お答えくれますか、どなたでも結構ですよ。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 インフラ、インフラストラクチャーというものは基盤になるもの、底辺のものという意味を指しますので、かなりいろいろと意味は広がります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、意味が広いのでは街灯のことだっけ入っておかしくないんじゃないですか。下水は入ったけれども電気は入らないというのでは、なぜ地中化したのですか、これはどこがやったんですか、地中化に。住民が全部、地中化にしてくださいと頼んだものではないんですよ、インフラ整備ということで地下にしたんです。この地下にしたために電線がないために街灯がつか

ないんですよ。それをインフラと言わなくて何と言うんですか、じゃあ、言ってみてください。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君、インフラ整備計画のあり方についての質問でございます。

○9番【勝山修輔君】 だから、あり方というのは、地下に掘ってしまったんですよ、もうないんですよ、インフラ整備のために。

○議長【津野田重一君】 電線の地中化ではありません。ここの質問ではありません。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、議長に聞きますが、地中化したのは何の費用でやったのですか。

○議長【津野田重一君】 私には答えるあれはありません。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、行政に聞いてください。

○議長【津野田重一君】 質問を変えてください。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、インフラというのはどこまでがインフラなんですか、説明してください。私はそう思って「インフラ」と書いたのですが、インフラというのは、電気とか生活するのに必要なものを行政がやるということで私は聞いているんですよ。

○議長【津野田重一君】 最初に副町長がその答弁をしております。

○9番【勝山修輔君】 ああ、そういうことなんだ、じゃあ、議長に聞いたほうが早いんじゃないの。

じゃあ、インフラということでもう一つお聞きします。町道2-22号線というのはインフラ整備でやった道路なのではないでしょうか。どうですか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君、もう一度言います。個々の質問については……。

○9番【勝山修輔君】 インフラ計画ですよ、インフラ計画でこの道路をつくったのと違うんですか。

○議長【津野田重一君】 個々の整備の話になってきます、それは。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、いいですか、町道2-22号線というのはインフラ整備でやったんじゃないの？

○議長【津野田重一君】 やっていますが、それは個々の質問なんです。全体の計画について勝山議員は問うているわけですね、今回の質問は。

○9番【勝山修輔君】 「インフラについて」と書いてあるでしょう。

○議長【津野田重一君】 それは全体のものであって、個々の問題については問うていないわけです。

○9番【勝山修輔君】 それはどこを通せと言っているんですか。「インフラ整備計画について」と書いてあるでしょう。

○議長【津野田重一君】 個別計画については問うていないわけです。

○9番【勝山修輔君】 「インフラ整備について」というのはどこを指せばいいんですか。

○議長【津野田重一君】 インフラ整備計画は個別の計画書の総体的なものがインフラ整備計画なんですよ。個別のものが集まったものなのです。ただ、ここでは個別のものについては問うていないわけです。

○9番【勝山修輔君】 インフラ計画に入っているから道路がつくれたのと違うんですか、議長。

○議長【津野田重一君】 それは個々の計画なんです。

○9番【勝山修輔君】 どの計画？

○議長【津野田重一君】 個々の、道路整備計画の中のインフラなんです、それは。全体のインフラで

はないんです。勝山議員はこの質問で個々の問題については問うていないのです。

○9番【勝山修輔君】 インフラ整備ということで道路をつくったんですよ、その道路が開通していないから、今、質問をするんじゃないですか。

○議長【津野田重一君】 その質問のやり方をすると、町の事業について、町の事業は何でも質問できるのと同じ方式なんです、それですと。

○9番【勝山修輔君】 それでいいんじゃないですか。

○議長【津野田重一君】 全部は答弁できないでしょう、それは。通告に従っての答弁ですから。

○9番【勝山修輔君】 だから、「インフラ計画について」と言っているでしょう。インフラ計画についてですから、インフラ計画でこの道路をつくったのだから、そのことを質問してはだめだというのはおかしいでしょう。

○議長【津野田重一君】 それは、先ほどから言っておりますとおり、個々の計画なんですよ。

○9番【勝山修輔君】 ここに書いてあるでしょう、インフラというのは、道路、生活の基盤になるもの、道路は基盤になるものですよ。

○議長【津野田重一君】 ですから、個々についての質問じゃないんですよ、通告質問が。

○9番【勝山修輔君】 だから、「町のインフラ計画について」と書いてあるでしょう。どこが私の言っていることの違いがあるんですか。

○議長【津野田重一君】 じゃあ、通告にその部分を入れればよかったわけですよ。

○9番【勝山修輔君】 どこどこを、インフラだもの、全て入るでしょう。インフラ計画についてというのは、今までやった計画についてですよ。

○議長【津野田重一君】 それは個々の問題についての質問なんです。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、これを一つ一つ書けということですか。

○議長【津野田重一君】 それが詳細な質問趣旨に入ってくるわけです。

○9番【勝山修輔君】 ああ、そうですか、では、この次は一つ一つ全部書いて出しましょう。

3番目に移ります。まち・ひと・しごと創生法に関する諸問題で、1、現在までの実績について、2、今後の基本的な考え方についてご答弁をお願いします。ついてですから、言っておきます、全て入るはずですからね。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

(副町長 隅内久雄君 登壇)

○副町長【隅内久雄君】 ただいまのご質問の1点目、2点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

昨年10月に本町の人口の現状と将来の展望を提示する「上三川町人口ビジョン」、またこれを踏まえて今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめました「上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところでございます。

これまでの地方創生に関する町の取り組みといたしましては、平成26年度の補正予算で計上いたしました保育環境の改善を図る「子育て環境整備事業」、町のPRや活性化を図る「観光振興事業」、地域の消費の喚起をするための「プレミアム商品券発行事業」など4事業、また、本年度の補正予算で計

上いたしました自主防災組織設立を推進する等の「防災体制整備事業」、水環境のPRによる「定住促進事業」、障がい者の支援体制等の充実のための「障がい者支援事業」など6事業、合わせて10事業を本年度に実施しているところでございます。

今後につきましては、総合戦略に掲げました事業を着実に実施し、また、事業効果を数値目標や重要業績評価指標の達成度により検証し、改善を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 では、再質したいと思います。

7次計画にも載っておりましたが、上三川町のまち・ひと・しごと創生総合戦略ということも挙げております。私は一つずつ聞きたいことがございますので、お聞きします。今、地方分権で一括法が施行されるようですが、地方公共団体の自主性、自立性を考えますと、どのようなことを考えているか、町長、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 まち・ひと・しごと創生総合戦略に書かれているものは、第7次総合計画と関連をさせまして、そして、上三川町の発展のため、現人口減少対策のための各施策が盛り込んであります。何がというのではなくて総合的な戦略ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それではお尋ねしますが、人口減少をどのようにとめるのか、具体的な案か何かがありましたらお聞かせ願いたいと思います。町長、お願いします。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど副町長が答弁いたしましたように、幾つもの事業が関連して、そして人口減少に歯どめをかけるというふうなことでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、まち・ひと・しごとということになりますと、定住するところがある、仕事をするところがある、住んでいただかないと安心した町にはならない、こういう3つの話です。そうすると、今、言っているように、仕事をする場所があれば住んでくれる方はいると思うんですが、今、上三川町に余り仕事場がありません。私も何度か質問しているとおおり、仕事をするところがないのに住んでくれというのには、隣町から連れてきて住んでもらうしかないと思うんです。それを施策の中に入れないければ、「うちに来いよ、うちに来いよ」と言っても誰も来てはくれないと思うんです。そうすると、そういう施策がないのにいろいろなことを発表して本をつくっても、それは私に言わせると「絵に描いた餅」でしかないというふうに思っているわけです。

これだけのことをするには、この町で何がしたいのか、何をするのか、陣頭指揮をして、町長がこういう仕事を取ってきて、こういうことをしたらいいのではないかということをやらなければ、働きたくても、住みたくても住めないということです。税収がないのですから、町が衰退してしまうのに決まっているのです。その衰退をするからといってほかの税金を上げるというのでは、これまた衰退の悪循環

環がひどくなるので、この施策が何にもないということが、今まで何もしてこなかったということの繰り返しになってしまうのではないのでしょうか。

だから、つくることを私は反対していません。いろいろ考えてつくってくれること、つくるものはいいのですが、実際に中身が伴っていないのに、ひと・しごとと言っても始まらないのではないですか。その辺のことを詳しく説明していただけるとうれしいのです。こういうことをするんですと、今や少なくとも結構です、来年度はこんなことをするんだということがなければ、人・しごとと言ってられないと思うんです。町長、答弁してください。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに掲げられているものは、町の魅力度をアップするためにさまざまな施策が盛り込まれています。具体的な話になっていきますと、これは民間企業、もしくは各個人のお話にもなりますので、ここに盛り込まれるのは、そういった道筋をつくっていくというのが総合戦略というふうになっておりますので、ここの総合戦略の中で細かい具体的なところは書き込んでおりませんが、これから第7次総合計画の基本計画のもとで、そういった戦略を進めていきたいというふうに思っています。

○議長【津野田重一君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 町行政が過去に具体的な創生法を現実にしてこなかったので何もできなかったということが、今、現状で言えることなんです。過去に新しいものをしましようという話はたくさんありました。道の駅はどうか、インターのサービスセンターはどうか、全部この町にそういう打診があったにもかかわらず、歴代の行政の人たちがやらなかったから、道の駅も隣にできてしまった、インターも壬生に持っていかれて、壬生は一般と両方が入るようなものをつくった、そういうことが施策だと思っているんです。

だから、そういうことが今から起きないと、この言っていることが現実味がないのではないかと思うんです。私が今、一生懸命になって町長に、何でもいいじゃないですか、失敗したって、失敗を怖がってはだめですよ。何でもやってみて、人を増やすことをしなかったら、茂木町みたいに13%も人がいなくなってしまうって、さあ、どうしようなんていうことになってしまうのです。私の町は、宇都宮のサラリーマンの人を呼び込みましょう、小山の人を呼び込みましょう、真岡の人を呼び込みましょうというのなら、呼び込むだけの施策がなかったら誰も来ませんよ。そうでしょう。人口が増えなかったら税収は増えないのです。それがあって、今、言っているような創生だとか何だとかという諸問題が解決するのです。

もう4年もたっているんです、町長、失敗なんて恐れちゃだめなんですよ。何でもつくってみなければ。雇用の生むものをやれば人口はきちっと増えるんですから、そうでしょう。今は「絵に描いた餅」、「机上の空論」みたいなことを、企画課長が書いたことをやったって一つも増えはしないんですよ。私が言いたいことは、失敗なんて恐れないで新しいものを取り込んで創生するんだよということを書いてほしいということなんです。

インフラ計画だって何だってそうでしょう。言ってはだめなんだと言っているのは、道路だってそうでしょう、いい道路が来なければ人は来ないのですから。通れない道路を何十年も放っておいても仕方が

ないのです。その道路だって、あれだけの道路をつくったんですよ。1メートルの幅、18メートルの幅、100万円ですよ、15年も開通しないのです。そういうことをやってほしいということで質問をしているのに、あれはだめ、これはだめじゃ、何の討論をするのかわかりません。何も町長が失敗することを喜んではいないのですから、新しいことをやらなきゃだめでしょう。そうすれば、必ず創生もついてくるのだし、人口もついてくるんですよ。向こうのほうで、あれがだめ、これがだめと言っていたのでは、この町は衰退するんですよ、よく考えてしゃべってください。

これで質問を終わります。

○議長【津野田重一君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりました。

○議長【津野田重一君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。ご苦労さまでした。

なお、明日5日及び明後日6日は休会とし、7日は午前10時から一般質問を行います。

午後2時18分 延会